V. 和音

(表5)

A. 音程

表5Aの記号

2度 : 6度

3度7度4度オクターブ

5 度

5 - 1

「和音を構成している音の音価が等しい場合、1つの音(訳注:基音)だけが記される。その他の音は、書かれた音からの音程によって記される。

上方の一連…ソプラノ・アルト・ヴァイオリン・ヴィオラ、そしてピアノやオルガンやハープの右手…の和音は、一番上の音を記し、下の音は下方に向かって数えた音程によって表される。

「下方の一連…テノール・バス・チェロ、そしてピアノやオルガンやハープの左手…の和音は、一番下の音を記し、他の音は上に向かって数えた音程によって表される。」

視覚障害者のための楽譜表記法、 ブリティッシュ・アンド・フォーリン・アソシエイション、 ロンドン、1888 年。

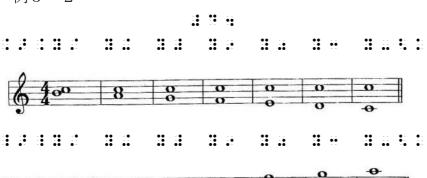
5 - 2

『ケルン会議の決定事項』の文書からの上記の引用は、音程を読む方向を 制定している。そして、今日まで続いている国際的な表記に関する会議等の活 動を続ける伝統を確立したのが、その会議である。

表15Aの記号

右手パート

例 5 - 2



5 - 3

オクターブより広い音程は、同じ音程の数え方に適切な音列を付け加えることによって記す。9度は2度に音列を付け、10度は3度に音列を付ける事によって表される。

例 5 - 3



5 - 4

同度やユニゾンは、同じ高さの音が鳴っているという事を示す為に 8度の記号に音列記号を付けて記す。

例 5 - 4



もし1音に対して2つ以上の音程を書く場合は、隣りあった音程がオクターブかそれ以上離れていない限り、音列記号は必要ない。

例 5 - 5



5 - 6

和音に付点がついている時は,例 5-3 や例 5-5 のように音符の後に付点を付ける。 音程で表された音も音符と同じ音価を持つ。

5 - 7

音符がどのような旋律で動くかによって、和音の前に音列記号が必要かど うかが決まる。

例 5 - 7



5 - 8

4つ以上同じ音程が続いているならば、連続を使って良い。初めの音の後に音程記号を2つ書く。その後に続く音には音程記号を書かずに、連続が終わる最後の音の後に音程記号を1つ書く。オクターブ以外の連続している音程に臨時記号がつく時は、連続を中断する必要がある。

例 5 - 8

(a) " " " " " " "







5 - 9

オクターブの連続しているパッセージでは、オクターブ離れた音程に 臨時記号がついても連続を中断する必要はない。オクターブの基音に臨時記号 を書くだけで、オクターブ音程には臨時記号を付けない国もあるし、墨字に書 かれている臨時記号を全て記している国もある。

例 5 - 9



5 - 10

同じパートや声部内で音部記号が変わっても、それによって音程を書く方 向を変えるべきではない。

B. 部分け

表5日の記号

小節全部の部分け

小節の一部の部分け

小節一部の部分けの為の内分け

5 - 11

和音の全てのパートが同時に動かない場合、小節を同じ音価の声部に分け、 2つ以上に分けた部分を部分けにする。

小節全体が分かれている時は、小節全部の部分けを使用する。

5 - 12

音列記号は部分け後の最初の音に付けなくてはならない。また、次の小節

に部分けが続いていても、次の小節の頭には音列記号を付けなくてはならない。

$5 - 1 \ 3$

声部を書く順序は音程を書く方向と同じである。高音部パートでは 上声が先に書かれ、低音部パートでは下声が先に書かれる。

例 5 - 1 3

(a)

: : :



(b)



5 - 14

部分け内において音程の連続を使う書式もある。また、次の小節において も同数の声部が続いている限り、同じ声部の連続を持ち越してよい。

例 5 - 1 4

: : : : : : :

.



5 - 15

1つの声部についている臨時記号は、部分けの他のパートには有効ではない。ほとんどの国では、他のパートにもう1度臨時記号を付けるべきであり、

墨字に臨時記号が付いていないことを示す5の点を前に付けるべきだと、考えている。

例5-15

: :: ::



5 - 16

部分けパートにおいては、休符を付け加えなければならないこともある。 これらもまた5の点を前に付けるべきである。

例 5 - 1 6



5 - 17

小節の一部分だけ部分けにする必要があるならば、内分けの記号を使う。

5 - 18

小節全部の部分け記号を使う時は、その後の最初の音には音列記号を付けなくてはならない。部分けが小節の後半に出てくる場合は、次の小節の最初の音に音列記号を付けなくてはならない。

例 5 - 1 8



小節全部を部分けにする時は、片方の声部の臨時記号や休符は、他方にも 5 の点を付けて再度記さなくてはならない。

5 - 20

3 声以上の部分けのパートを必要とする小節もある 例 5-20



5 - 21

同じ小節の中で小節全部の部分けと小節一部の部分けを使う事もある。 例 5-21

: : :



C. 音程移動

5 - 22

和音の全ての声部で同時に音程が動かない場合に、それを書き表すもう一つの方法として、音程移動記号を使用する。

表5℃の記号

- 1つの音程に対する音程移動記号
- : 2つ以上の音程に対する音程移動記号

長く伸びている音の上か下で、2つか多くても3つの同じ音価の音が動いている場合、6の点で区切られた音程記号を使って書く事が出来る。

5 - 24

次の例では、初めの小節の 2 つの音程は 2 分音符を、次の小節の音程は 4 分音符を表している。

例 5 - 2 4



5 - 25

音程移動記号は、2 つ以上の音程が同時に同じ方法で動く時にも使う事が出来、この場合は6 の点ではなく $5\cdot 6$ の点を使う。

例 5 - 2 5

上記点訳の意味:



5 - 26

動いているパートでの音列記号の使い方は、1-10節の音程に関するルールで決められている。下記の(a)と(b)を比較せよ。

例 5-26

- (a) : : : : : : :

(b)



動いている音に臨時記号を付ける時には、Ø5-26 (a) にあるように音程移動記号の後に臨時記号を付ける。

5 - 2.8

音程移動記号は声楽指揮者には役に立つであろう。 指使いや、フレージング、ニュアンスが複雑な場合は、器楽や鍵盤音楽には不 向きである。

5 - 29

トーン・クラスターについては XIII 章、現代音楽の表記法において述べる。

D. ステム記号

5 - 30

音符や和音にもう一つ符尾が付け加えられているというのは、同度やユニゾンを示す場合(例5-4)と、一声が部分けとなる場合(例5-20)と、一つの音が伸びている間に一つのリズムパターンが続く場合である。 最後の場合、部分けが適切ではないならば、音価を示す為にステム記号が使われる。一つの音に音価の違う 2 つの符尾が付いている時は、短い音価の方が音符として書かれ、長い音価の方がステム記号として書かれる。

表5Dの記号

全音符の"ステム"

2 分音符のステム

4 分音符のステム

8分音符のステム

16 分音符のステム

32 分音符のステム

ステム記号はそれの付いている音符の後に記し、音楽のハイフンによって 分けられない。これらの記号は音符と同じように、付点やスラー、タイやニュ アンス(訳注:表10)も付けられる。

例5-31

